

## 元上都路興州(河北省隆化県)発見の文書

宮澤 知之

『文物』2004年第5期に、1999年河北省隆化県の洞窟で発見された元代文物の簡報が載っている。隆化県博物館「河北隆化鴿子洞元代窖藏書」である。報告によると貴重な遺物のなかに6件の文書が含まれていた。6件の文書は、1、至正時期失刺斡耳朵有関九春殿炭戸夏衣錢糧文書、2、至正二十一年文書、3、至正二十一年四月民間契約、4、至正廿二年王清甫典地契、5、民間契約、6、永昌庫放支官吏俸鈔賬、とタイトルがつけられ、カラー写真が掲載され、釈文が付されている。第4文書がほぼ完全に残っているのに対し、他の5件は断片のため、十分に内容を知ることはできない状態であるが、数少ない元代の文書として貴重である。

私はここでは貨幣について注目し新発見の文書を紹介したい。貨幣に関する何らかの言及があるのは、1、3、4、5、6の文書である。第3文書は文書の下半部分が欠損した契約書で「陸拾定」が見えるだけである。第4文書は貨幣でなく穀物が支払い手段となっている。第5文書は破損が甚だしいうえ判読できない部分が多いため内容は判明しないが、契約の金額には「料鈔貳拾定」とある。ここでは第1・第4・第6文書を取り上げる。なお簡報の釈文に問題があると思われる箇所は適宜改めるが、いちいち注記しない。――は破損箇所、□は文字はあるが判読できない部分である。

### 第1文書 至正時期失刺斡耳朵有関九春殿炭戸夏衣錢糧文書

失刺斡耳朵

九春殿炭戸四十一戸毎年合関常川夏衣段疋裏見口糧并

折支鈔定有尚付使王大使趙付使石付使年月――

(副) (副) (副)

――樓子庫内関領到下項物色――

――四十一戸

――正六年十一月内尚付使判――

(副)

定四十一定毎戸――

二十両計散訖十六定――

廿四定三十両

至正七年毎戸合関衣装等物

衣装二百八十七件毎戸合関七件止散

訖四件毎戸尅訖三件□尅落訖

一百廿三件白米三十九石全行尅落

折支糧錢四十七定全行尅落

失刺斡耳朵に属する炭戸41戸に夏衣段疋・口糧と折支鈔定を給する文書である。

至正6年分の鈔支給は、41戸で総額41錠だから毎戸1錠という計算のようである。ここに現れる数字は、41錠、20両、16錠、24錠30両である。41錠=20両+16錠+24錠30両で数値はきっちり合うので、文書中の鈔額はすべて揃っていると推定できる。16錠はすでに支給済みの額であるから、24錠30両は未交付分であろう。20両は何か判明しないが、支給すべき総額から何らかの理由で控除されているらしい。

至正7年分の衣装の支給総額は287件、毎戸7件である。このうち毎戸4件が支給済みで3件が未給らしい。未給総額は毎戸3件、全41戸だから123件となる。

糧は現物(白米)と鈔(折支糧錢)による支給がある。この糧が衣装と別に支給されたのか、または123件の衣装分がこれで支給されたのか、さらに白米39石、折支糧錢47錠が41戸にどのように分配されたのかは不明である。

至正6年(1346)・7年といえれば至正10年の幣制改革以前であるから、鈔は至元鈔と中統鈔である。当時の国家財政が至元鈔表示か中統鈔表示かははっきりしない。印造額は至元鈔の方がはるかに多いから、支給される鈔は至元鈔であろう。しかし額の表示がどちらによるかということと関係がない。もし毎戸1錠が中統鈔表示であるなら、至元鈔で10両が支給されることになる(至元鈔1貫=中統鈔5貫)。もちろん至元鈔表示なら支給額も同様である。

#### 第4文書 至正廿二年王清甫典地契

□興州湾河川河西寨住人王清甫今為要錢使用無處展兌今將自己  
寨後末谷峪祖業白地壹段約至伍晌河楊安白地兩晌梨樹  
臺白地兩晌寨前面白地壹晌通該白地拾晌併無塋內今立  
典契出典尚李寨王福元耕種為主兩和議定典地價錢白  
米玖碩粟柒碩當日兩相併之不致短少不作年限白米粟  
到地歸李主如米粟不到不計長年種佃立典契已後如  
有遠近房親隣人前來爭竟併不扞王福元之是□是

(隣) (境)

地王清甫老面代賞承當不到恐後無憑故立

(償)

典契文字————— □□

至正廿二年十二月十三日立典契人王清甫 (押)

隣韓敬先 (押)

(隣)

見人王七 (押)

見人邢敬福 (押)

書見人□文卿 (押)

## 後白

至正22年(1362)の典地契約書である。簡報小結によると興州の前の字は大である。王清甫が出典する10晌(晌は面積の単位、元末のこの地方の1晌がいくらか

は不明、1日で耕作できる面積という)の白地の価値は白米9石・粟7石と取り決められた。民間の契約が穀物での支払いを約束することはしばしばあることだが、至正22年はすでに鈔の価値はかなり低下しており、現物で契約が結ばれる方が現実的である。

#### 第6文書 永昌庫放支官吏俸鈔帳

-----□申乞放支六月分官吏俸鈔事  
-----一切相同於七月二十二日用元字六  
-----行下永昌庫依数放支中  
統鈔壹拾定貳拾捌兩

---

□貳定肆拾玖兩-----

永昌庫が支出する官吏の俸給文書である。1行目はタイトルであろう。紙片の左側に偏っているので、右側には別の内容が書かれていたのではなかろうか。また末行「貳定肆拾玖兩」は、ここには見えない右側の他の文書で支出される中統鈔の鈔額との合計ではないだろうか。年月不明であるが、背面に暦の一部が印刷されていることから、ある程度の推測は可能である。〔 〕は双行

九月小<sub>三</sub>三日丁巳未正初刻霜降――  
十月大<sub>五</sub>五日戊子子正二刻――

とある部分に注目すると、至正20年(1360)であることが分かる。貨幣史上で重要な年は幣制改革のあった至正10年であり、暦とは10年の隔りがある。写真を見ると、事・六・中の3字が透けて見える暦の罫線にあわせて書かれており、また合計値と思われる末行は透けた暦の罫線をなぞって濃くした右側の罫線にあわせて書いたものらしい。つまり暦が先で、その紙背に第6文書が書かれたと判断できる。そうすると第6文書は至正20年以後、元朝最末期の文書と推定できる。

文書中に「中統鈔」10錠28兩とある中統鈔は、至正幣制のもとでは2種類ある。その関係は

中統新鈔(至正鈔)1貫＝至元鈔2貫＝中統旧鈔10貫

である。至正10年の幣制改革以前、至元鈔1貫＝中統鈔5貫のレートがあったのだが、改革で中統鈔1貫＝至元鈔2貫となった。しかしこの中統鈔は旧来の中統鈔の裏面に「至正印造元宝交鈔」の印を押して至正交鈔と称したのにすぎなかったもので、印のない旧来の中統鈔が事実上残ることになった。財政上は新制度の中統新鈔(至正交鈔)が使われ、民間では旧来の中統旧鈔による価格計算がなされた。以上のことは少なくとも南方では確実である。そこで元朝の最末期、南方では中央政府の意図に反して地方政府が民間の通貨事情に合わせ中統旧鈔を基準にすえたところもあった。江西行省吉安路のいわゆる至正権鈔銭は中統旧鈔と至正通宝等の銅銭をリンクしたものである。元末の通貨事情については、私の「元代後半期の幣制とその崩壊」(『鷹陵史学』27号、2001年)を参照されたい。

さてこの文書に見える中統交鈔は新鈔(至正鈔)か旧鈔か、いずれであろうか。俸給支給は財政行為そのものであるから、官文書として俗称である至正交鈔と書

かず、中統鈔と書いた、支給額も新鈔(至正鈔)による額であると見なすのが、もつとも常識的な判断のように思われる(支給される鈔は至元鈔かも知れない)。ただこの場合、興州は国都に近く、元最末期といえども民間でも中央政府の改革どおり価値が10倍に高められた中統新鈔(至正交鈔)が使われているかといえば、それは分からない。民間では北方においても中統鈔が幣制改革以前から一貫して価格計算の基準であることからすると(船田善之「元代史料としての旧本『老乞大』—鈔と物価の記載を中心として」『東洋学報』83-1、2001年)、改革で突然価値が10倍に上がった印を押した中統鈔と、従来からの無印の中統鈔が併存したら、従来渋滞どおりの価格計算がなされたであろうし、一般に貨幣価値に大小があると価値の小さい方が価格の基準になるのが自然であることから従来どおり、つまり中統旧鈔による価格計算で経済生活がいとなまれた可能性の方が高いはずである。このようなことを想定すると、俸給においても日常品の購入など現実の生活に適合するため民間にあわせた中統旧鈔が用いられた可能性を完全には否定できない気がする。

中統鈔の価値表示が錠両表示であることも注目しなければならない。市丸智子「元代貨幣の貫文・錠両単位の別について——黒城出土及び徽州契約文書を中心として——」(『社会経済史学』68-3、2002年)によると、財政上は一貫して錠両表示だが、民間では貫文表示が普通で、錠両表示が確認できるのは西北部と国都だけである。隆化県発見の文書は大都の北、長城をこえた地域で錠両表示が行われていたことを示している。これまで資料不足で未確認であったことが判明したわけだが、北方では錠両表示が広がっていたのかも知れない。いずれにせよ元朝最末期でなお官吏の俸給に価値の低下した鈔での支出が継続していたことを第4文書の民間の典地契が実物で結ばれたことと対比すると興味深い。

(みやざわ ともゆき 佛教大学)